

長野市第三次住宅マスタープランに関連する上位・関連計画の概要

第五次長野市総合計画（平成 29 年度～令和 8 年度）

計画期間 (基本構想)	10 年間【平成 29 (2017) 年度から 令和 8 (2026) 年度まで】	計画期間 (基本計画)	5 年間【前期は平成 29 (2017) 年度 から令和 3 (2021) 年度まで】
基本 構 想	まちづくりの 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の「幸せ」の実現 ●「持続可能な」まちづくりの推進 ●「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出 	
	まちの将来像	幸せ実感都市「ながの」～“オールながの”で未来を創造しよう～	
	土地利用構想	基本方針 1：土地の適切な管理と有効活用 基本方針 2：自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用 基本方針 3：安全で安心できる土地利用	
基本 計 画	■分野 1 行政経営分野 行政経営の方針 2 保健・福祉分野 人にやさしく人がいきいき暮らすまち「ながの」 3 環境分野 人と自然が共生するまち「ながの」 4 防災・安全分野 安全で安心して暮らせるまち「ながの」 5 教育・文化分野 豊かな心を育み人と文化が輝くまち「ながの」 6 産業・経済分野 産業の活力とにぎわいのあふれるまち「ながの」 7 都市整備分野 快適に暮らし活動できるコンパクトなまち「ながの」 ●いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進		
	施策	多世代のだれもが暮らしやすいまちづくりの推進	
	目指す 状態	だれもが気軽にまちなかを移動でき、暮らしやすい住環境が整っている。	
	主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎ユニバーサルデザインの導入やバリアフリー化を進めます ◎空き家に関する相談・指導体制の充実と適正管理や利活用の支援に取り組みます ◎市営住宅の適正な配置と多様な利用者ニーズに応じた改善に取り組みます ◎緑化を推進するとともに、緑育活動を促進します 	
■計画推進重点テーマ テーマ 1：「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～ テーマ 2：「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～ テーマ 3：「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～			

長野市国土強靱化地域計画（令和3年7月）

計画期間：令和3（2021）年度から令和8（2026）年度まで	
目指すべき将来の姿	“オールながの”で強靱な地域を創造しよう
基本目標	I．人命の保護が最大限図られること II．市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III．市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV．迅速な復旧復興
事前に備えるべき目標 （大規模自然災害の発生を想定して、具体化した達成すべき目標）	（1）人命の保護が最大限図られること （2）負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること （3）必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること （4）必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること （5）流通・経済活動を停滞させないこと （6）二次的な災害を発生させないこと （7）被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻る
■起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と対応方策※住宅関連施策関連の抜粋 （1）人命の保護が最大限図られること 1-1 住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生【重点化】 1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水【重点化】 1）住宅・建築物等、宅地の耐震化・長寿命化及び防火性能の強化 ○旧耐震基準に基づき建築された住宅については、耐震診断の実施を促し、耐震性能の有無について確認するとともに、耐震性能の低い住宅は、住宅所有者に耐震改修工事費用の一部を助成する等により、耐震化を促進する。 ○大規模地震で多発している大規模盛土造成地の滑動崩落被害を防止するため、大規模盛土造成地の安全対策の周知や啓発、点検等を行うなど、宅地の安全化や耐震化を促進する。 ○公営住宅は、設備の更新や住環境の向上を図るとともに、耐震化を推進する。 2）市街地の防災対応力の強化 ○地震や大規模火災発生時に避難路や延焼遮断機能を有する都市計画道路や都市公園等の都市基盤の整備を推進するとともに、停電時の道路や公園の照明の確保のため自然エネルギーを活用した街路灯の設置や、公園へのWi-Fi設置等を推進し、住宅市街地の防災力の強化を図る。 ○住宅市街地の狭あい道路や密集市街地等の解消を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的・点滴市街地整備事業の実施を促進する。 ○密集市街地等の地震による火災被害が大きくなると想定される地域での消火栓の更新や耐震性貯水槽等の整備を推進する。 ○大規模地震による住宅の倒壊などに加え、住宅の感震ブレーカー等による電気火災の発生を防止する取組を促進する。 ○適切に管理されていない空家等は、災害時に倒壊、火災発生等の危険性が高いことから、長野市空家等対策計画に基づき、適正管理や利活用の促進、管理不全の解消を図っており、引き続き、特定空家等の除却等住環境改善に向けた対策を推進する。 3）消防団の強化 4）治水対策の強化 5）土砂災害対策の強化 6）自主防災活動の強化 7）防災意識の啓発、情報提供 8）火山噴火への備え （7）被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ること 7-4 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態 5）災害公営住宅の建設、応急仮設住宅等の確保 ○災害により住宅を喪失した方に、応急仮設住宅や、災害公営住宅を迅速に提供する。	

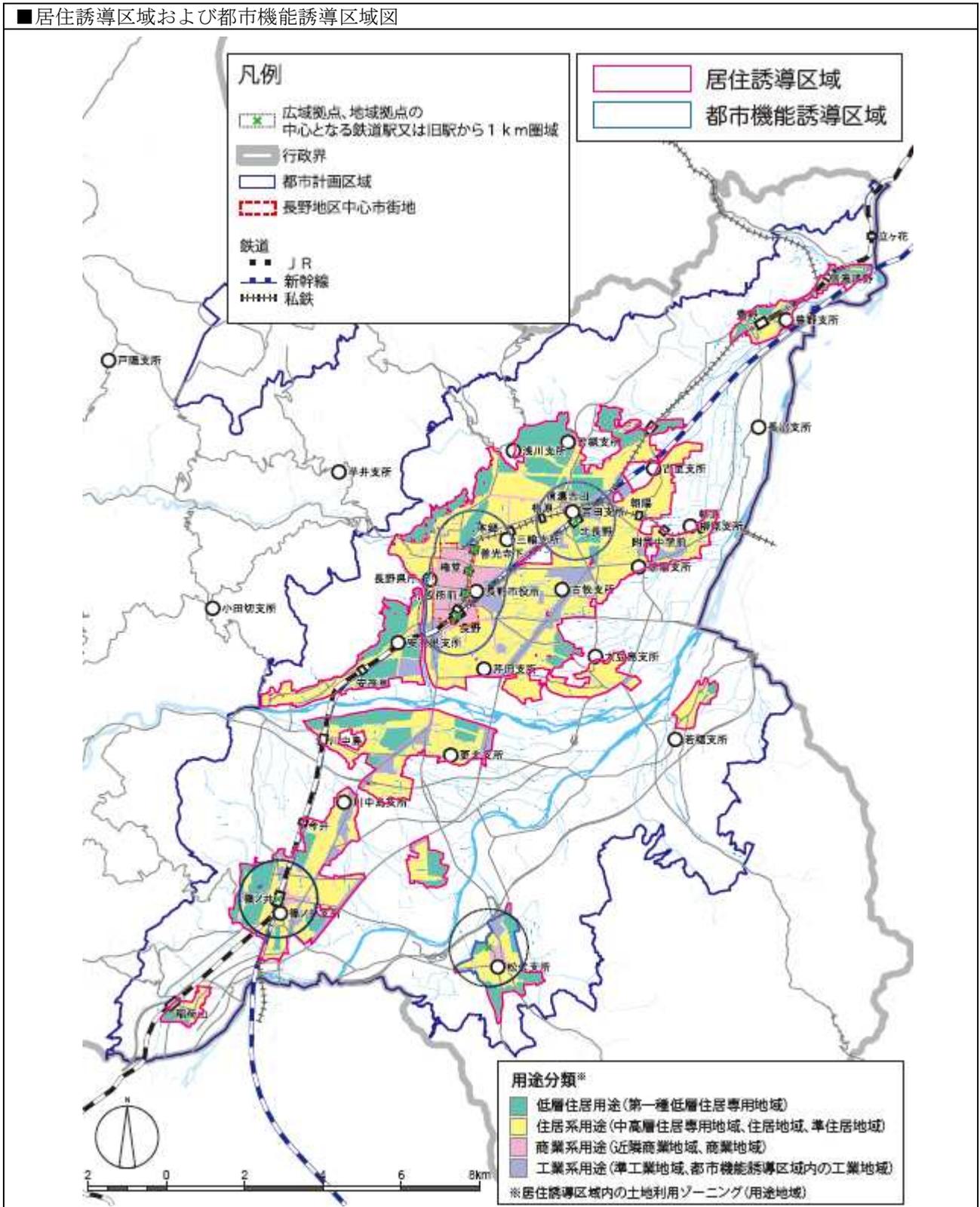
長野市都市計画マスタープラン（平成 29 年 4 月）

目標年次	令和 18（2036）年：20 年後	中間目標	令和 8（2026）年：10 年後
全体都市づくり構想			
都市づくりの理念	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・歴史・文化などを活かし、「誇り」と「愛着」のもてる暮らしやすい都市 ●様々な魅力と活気が感じられる、多くの人を惹きつける都市 ●安心して自由に活動し、元気で過ごせる、皆で共に支えあう都市 		
都市づくりの目標	目標 1：誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする 目標 2：都市の資産を上手に使い再生する 目標 3：自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る		
都市構造	<ul style="list-style-type: none"> ●コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成 ●地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成 		
土地利用の方針	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導 ・地域特性を活かした土地利用の誘導 〈整備方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用区分ごとの方針による整備 		
道路・交通施設整備の方針	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトな都市（集約型都市構造）を支える交通整備 ・交通需要の平準化・効率化を図るための交通需要管理や効率的な道路整備 ・安全・安心で環境にやさしい交通施設整備 〈整備方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 ・公共交通の整備 ・交通利用環境の整備 ・中心市街地の街づくりと一体になった総合的な取組み 		
自然環境の保全と都市環境整備の方針	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・骨格的な水と緑の形成と緑豊かな都市環境の形成 ・豊かな自然の保全と活用による自然と人の環境共生型都市の形成 ・環境負荷の少ない低炭素・循環型都市の形成 ・地域が主体となった環境配慮への取組み 〈整備方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・緑のネットワークの形成 ・豊かな自然環境の保全 ・田園など既存の自然環境の保全と活用による潤いある都市環境の形成 ・緑と身近にふれあえる環境整備 ・公共施設や民有地の緑化 ・省エネルギーや公共交通の利用促進などの推進 		
都市景観整備の方針	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成 ・地域特性に応じた魅力的な景観づくり ・環境共生型都市の景観づくり ・地域が主体となった景観づくりへの取組み 〈整備方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・骨格的な自然景観の保全・育成 ・歴史的に育まれてきた特徴ある景観の継承 ・市街地における景観づくり ・地区特性を活かした景観づくり 		
防災都市づくりの方針	〈基本方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・都市整備や街づくりに合わせた地域の防災能力の向上 ・総合的な治山・治水対策等の推進 ・地域主体の危機管理体制の形成 〈整備方針〉 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の防災能力向上と連携の強化 ・市街地整備に伴う防災機能の整備 ・自然の保全や防災を総合的に捉えた治山・治水対策の推進 ・中山間地域などの雪害の防止や積雪時の日常生活確保のための総合的な雪対策の推進 ・わかりやすく体系的な防災システムの充実 ・地域主体の防災・防犯体制の充実 		
地域別街づくり構想	市内を 12 地域に区分し、街づくりの方向性（目標像、基本方針、整備方針等）を定める。		

長野市立地適正化計画（平成 29 年 3 月）

目標年次	令和 8（2026）年：10 年後	評価・見直し	令和 3（2021）年：5 年ごと
基本的な考え方	目標 1：誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする 目標 2：都市の資産を上手に使い再生する 目標 3：自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る		
基本方針 コンパクト+ネットワーク	【コンパクト】 コンパクトな街を形成させるため一定の人口集積を図る「居住誘導区域」の設定 生活の利便性や街の魅力を高める機能の集積を図る「都市機能誘導区域」の設定 【ネットワーク】 都市構造や土地利用と連携した公共交通網の充実と利便性の向上		
■各誘導区域および誘導都市機能			
居住誘導区域	○徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性 ○区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性 ○対象区域における災害等に対する安全性 ○土地利用との整合性（居住に適さない土地利用の除外等）		
都市機能誘導区域	都市計画マスタープランで定めた都市拠点である「長野広域拠点」「篠ノ井地域拠点」「松代地域拠点」及び「北長野地域拠点」の 4 地区に都市機能誘導区域を設定します。		
誘導都市機能（施設）	●長野地区 教育機能《大学（サテライトキャンパス含む）・専門学校等の教育施設》、子育て支援機能《長時間・一時預かり施設等》、文化機能《美術館》 ●篠ノ井地区 教育機能《大学（サテライトキャンパス含む）・専門学校等の教育施設》、子育て支援機能《長時間・一時預かり施設等》、文化機能《図書館》、福祉機能《老人福祉センター》 ●松代地区 教育機能《大学（サテライトキャンパス含む）・専門学校等の教育施設》、子育て支援機能《長時間・一時預かり施設等》、文化機能《博物館》 ●北長野地区 教育機能《大学（サテライトキャンパス含む）・専門学校等の教育施設》、子育て支援機能《長時間・一時預かり施設等》		
■誘導施策			
居住を誘導するための施策	・住み替えの促進 ・居住環境の維持、向上 ・ストックの有効活用 ・居住地の災害関連情報の周知		
都市機能を誘導するための施策	・拠点への都市機能の整備 ・中心市街地の機能集積の維持、強化 ・公共施設の誘導、再編等 ・税制、金融支援		
公共交通の充実のための施策	・公共交通の利用促進 ・公共交通ネットワークの再構築 ・分かりやすく利用しやすい公共交通利用環境の整備		
■数値目標			
	評価指標・成果指標	現状値 H27(2015 年)	目標 H33(2021 年)
	居住誘導区域内の人口密度（人/ha）	50.9	50.9
	市民 1 人あたりの公共交通利用回数（回/人）	128.5	132.1
	中心市街地や鉄道駅（旧松代駅を含む）周辺は、総合的に見ると買い物、医療機関、金融機関、福祉施設などが集まり、利便性が高い地域である※1	49.4%	5 ポイント以上の向上
	公共交通の利用により、市内を移動できる環境が整っている※2	35.7%	
※1・2 まちづくりアンケートによる市民満足度			

■ 居住誘導区域および都市機能誘導区域図



第二次長野市やまざと振興計画～中山間地域の振興に向けて～（平成 29 年 4 月）

計画期間	平成 29（2017）年度から令和 3（2021）年度までの 5 年間
対象地域	市の中心部から遠距離に位置し、市街地に比較して地形や生活条件に隔たりがある地域で、急激な人口減少と少子・高齢化も著しい 13 地域 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 浅川、小田切、芋井、篠ノ井(信里)、松代(豊栄・西条)、若穂(保科)、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町及び中条地区 </div>
基本目標	「やまざと」のもつ魅力や資源をいかし、未来につなぐ、いきいきと元気な地域づくり
基本方針	① 特色ある中山間地域づくり（魅力ある地域づくり） ② 都市地域との交流の促進（にぎわいあるまちづくり） ③ 移住・定住の促進（活力あるまちづくり）
大施策と 施策の展開	1. 地域資源を活用した産業の振興 ～雇用の場や収入の確保～ ・活力ある産業の振興と維持 ・森林資源の活用と林業の育成 ・野生鳥獣対策の強化 ・新たな産業の創出・育成 2. 持続可能なコミュニティづくり ～地域力の維持と活性化～ ・主体的に活動する組織の支援 ・地域の核となる人材の育成 3. 地域の魅力発信と交流 ～地域のにぎわい再生～ ・地域の魅力をいかした誘客の推進 ・都市部との交流とプロモーション ・ 移住・定住の促進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ◇中山間地域への新たな視点や発想を取り入れて、地域活性化や集落等の維持を図るため、都市部の住民を中心に外部からの人材誘致を積極的に促進します。 ◇移住・定住希望者向けの専用サイトを運用し、中山間地域のライフスタイルや魅力を発信するとともに、田舎暮らしを志向する都市住民の移住・定住の受皿として、移住希望者の視点に立った「長野」ならではの受入体制や支援制度を整備します。 ◇移住希望者の住宅需要に対応するため、利活用が可能な空き家の情報や改修支援制度、公的賃貸住宅や菜園付き長期滞在施設等の住宅等など、住まいに関する支援・情報提供の充実を図ります。 ◇地域おこし協力隊や移住者の起業を支援することで、中山間地域への定住を図ります。 </div> 4. 暮らし続けられる生活環境の維持 ～安全安心な暮らしの確保～ ・生活基盤の整備・維持・確保 ・地域公共交通の維持・確保 ・保健・医療・福祉の確保と充実 ・子育て・教育環境の整備と支援 ・防災・減災対策の推進

長野市空家等対策計画（平成 30 年 1 月）

計画期間	平成 30（2018）年度から令和 8（2026）年度までの 9 年間												
空家等実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年 3 月現在の空家等の棟数 → 8,063 棟 ※一戸建て住宅のほか事業所、店舗等も含む棟数 (不動産物件として管理表示のあるもの、アパート・長屋の空き住戸、県営・市営住宅は除く) 特に市内西部の中山間地域では、空家等率が高い 												
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 所有者意識の涵養と空家等に対する理解増進 移住・定住や地域の活性化・まちの魅力向上に向けた流通・利活用の促進 市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応 実現に向けた地域住民、専門家団体など多様な主体の連携 												
取組方針と取組	<table border="1"> <tr> <td>①発生の抑制（空き家化の予防）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市民への情報発信 相続関連の問題解決 住み続けるための支援 </td> </tr> <tr> <td>②利活用の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中古住宅としての市場流通 中心市街地における利活用の取組 利活用モデル事業の実施 利用希望者とのマッチング 市街地等におけるミニ開発手法の研究 市街化調整区域における開発許可基準の見直し 空き家を賃貸住宅として供給する国の制度の活用 ワンストップ相談会の開催とコーディネーター育成 専門家を交えた地域でのワークショップの開催 新規就農者への取組 歴史的まちなみにおける建造物の利活用の促進 </td> </tr> <tr> <td>③適正管理の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 空家等の実態把握 所有者等の特定 適正管理に関する情報提供 季節に応じた適正管理の注意喚起 地域の人材を活かした維持管理の仕組みの構築 </td> </tr> <tr> <td>④管理不全の解消（特定空家等に対する措置）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 空家法に基づく特定空家等への対応 空家等を解体・除去するための支援 </td> </tr> <tr> <td>⑤跡地の活用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥中山間地域に適した取組</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域での助言や支援策 利活用モデル事業の実施 新規就農者への取組空家等を解体・除去するための支援 </td> </tr> </table>	①発生の抑制（空き家化の予防）	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報発信 相続関連の問題解決 住み続けるための支援 	②利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅としての市場流通 中心市街地における利活用の取組 利活用モデル事業の実施 利用希望者とのマッチング 市街地等におけるミニ開発手法の研究 市街化調整区域における開発許可基準の見直し 空き家を賃貸住宅として供給する国の制度の活用 ワンストップ相談会の開催とコーディネーター育成 専門家を交えた地域でのワークショップの開催 新規就農者への取組 歴史的まちなみにおける建造物の利活用の促進 	③適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の実態把握 所有者等の特定 適正管理に関する情報提供 季節に応じた適正管理の注意喚起 地域の人材を活かした維持管理の仕組みの構築 	④管理不全の解消（特定空家等に対する措置）	<ul style="list-style-type: none"> 空家法に基づく特定空家等への対応 空家等を解体・除去するための支援 	⑤跡地の活用		⑥中山間地域に適した取組	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域での助言や支援策 利活用モデル事業の実施 新規就農者への取組空家等を解体・除去するための支援
①発生の抑制（空き家化の予防）	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報発信 相続関連の問題解決 住み続けるための支援 												
②利活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅としての市場流通 中心市街地における利活用の取組 利活用モデル事業の実施 利用希望者とのマッチング 市街地等におけるミニ開発手法の研究 市街化調整区域における開発許可基準の見直し 空き家を賃貸住宅として供給する国の制度の活用 ワンストップ相談会の開催とコーディネーター育成 専門家を交えた地域でのワークショップの開催 新規就農者への取組 歴史的まちなみにおける建造物の利活用の促進 												
③適正管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> 空家等の実態把握 所有者等の特定 適正管理に関する情報提供 季節に応じた適正管理の注意喚起 地域の人材を活かした維持管理の仕組みの構築 												
④管理不全の解消（特定空家等に対する措置）	<ul style="list-style-type: none"> 空家法に基づく特定空家等への対応 空家等を解体・除去するための支援 												
⑤跡地の活用													
⑥中山間地域に適した取組	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域での助言や支援策 利活用モデル事業の実施 新規就農者への取組空家等を解体・除去するための支援 												

長野市耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）

計画期間	平成 19（2007）年度から令和 7（2025）年度までの 19 年間																				
対象とする建築物	<ul style="list-style-type: none"> 住宅 要緊急安全確認大規模建築物 公共建築物（市有施設） ・多数のものが利用する建築物 ・要安全確認計画記載建築物 																				
耐震化の現状と目標の設定	<p>○旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前）の建築物で安全性が確保されていないものを、建替え・改修により現行の耐震基準に適合させることで『耐震化』を図ります。</p> <p>○国の基本方針及び想定される地震の規模、被害状況並びに県計画の耐震化率の目標を踏まえ令和 7 年度末における耐震化率等の目標を以下の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建築物</th> <th>策定時</th> <th>現状</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・住宅</td> <td>68.2%</td> <td>84.4%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>・多数の者が利用する建築物</td> <td>68.8%</td> <td>88.4%</td> <td>95%</td> </tr> <tr> <td>・災害拠点施設（市有施設）</td> <td>60.0%</td> <td>95.8%</td> <td>区分①～⑤100% 区分⑥ 95%</td> </tr> <tr> <td>・市営住宅等</td> <td>80.9%</td> <td>93.3%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>①災害対策本部等②避難所③震災団本部・方面本部④物資輸送拠点等⑤多数のものが利用する建築物⑥小規模な社会福祉施設等</p>	対象建築物	策定時	現状	目標	・住宅	68.2%	84.4%	95%	・多数の者が利用する建築物	68.8%	88.4%	95%	・災害拠点施設（市有施設）	60.0%	95.8%	区分①～⑤100% 区分⑥ 95%	・市営住宅等	80.9%	93.3%	100%
対象建築物	策定時	現状	目標																		
・住宅	68.2%	84.4%	95%																		
・多数の者が利用する建築物	68.8%	88.4%	95%																		
・災害拠点施設（市有施設）	60.0%	95.8%	区分①～⑤100% 区分⑥ 95%																		
・市営住宅等	80.9%	93.3%	100%																		
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震化の推進に向けた役割分担 ○耐震診断及び改修の促進を図るための支援策や安心して耐震化が行える環境整備 																				

第三次長野市地域福祉計画（平成 28 年 4 月）

計画期間	平成 28（2016）年度から令和 3（2021）年度までの 6 か年
目指す将来像と基本的な考え方	一人ひとりが自分らしくいきいきと、安心して暮らしていただけるように、認め合い、支え合い、活かし合いながら、共に生きていく地域社会
施策の展開	<p>基本目標 1：地域福祉を推進するための基盤をつくる</p> <p>1-1 地域の課題を地域で解決するための取組の推進</p> <p>1-2 学び合い、共に育つ「福祉共育」の推進</p> <p>1-3 地域福祉を推進する担い手や資源の創出</p> <p>1-4 地域福祉を推進する組織と場づくり</p> <p>基本目標 2：一人ひとりの思いをつなげ、様々な担い手が連携できる仕組みをつくる</p> <p>2-1 支援する人が孤立しない仕組みづくり</p> <p>2-2 多様な人や組織が連携・協働する体制をつくる</p> <p>基本目標 3：一人ひとりの思いを受け止め、福祉サービスや支え合い活動を充実する</p> <p>3-1 地域で見守り・地域で支える体制の充実</p> <p>3-2 どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」相談体制の充実</p> <p>3-3 誰もが安心して生活できる支え合い活動の充実</p> <p>3-4 安心して福祉サービスを利用するための環境整備</p>
分野別計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ あんしんいきいきプラン 21（高齢者福祉計画／介護保険事業計画） ・ 笑顔と元気がいっぱい幸せながのプラン（障害者基本計画／障害福祉計画） ・ 長野市子ども・子育て支援事業計画 ・ 教育や環境など保健福祉分野に限らない様々な生活関連分野にわたる計画や施策

長野市地域防災計画（平成 29 年 7 月改訂）

防災ビジョン	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災のための都市づくり 2. 防災のためのひとづくり 3. 防災のための仕組みづくり
重点項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 減災に重点をおいた対策の推進 2. 情報の収集・伝達・発信体制の整備 3. 自助、互助・共助による被害の軽減 4. 中山間地域の防災対策の充実 5. 要配慮者に対する支援の充実 6. 観光都市としての対策の充実
《第 2 章 災害予防》 ※住生活に関する部分の抜粋	
第 1 節 地震に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震に強いまちづくりの推進
第 10 節 避難の受入活動計画	
第 1 住宅の確保体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の応急修理、障害物除去、応急仮設住宅建設実施体制の具体化 ・ 公営住宅・民間住宅の供給体制整備
第 25 節 建築物災害予防計画	
第 1 公共建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した市営住宅等の建て替え促進
第 2 一般建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の耐震化の促進（住宅の耐震診断・耐震改修の推進ほか） ・ 家庭における倒壊・落下防止対策 ・ 安全な土地利用の推進
《第 4 章 災害復旧計画》	
第 5 節 被災者等の生活再建等の支援	
第 1 住宅対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興住宅建設等補助金 2 罹災住宅改善事業補助金 3 災害公営住宅の建設等 4 公営住宅への優先入居